不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>一般廃棄物収集運搬業の停止命令</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条の３</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>市民生活部環境課生活環境係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基準
（未設定の場合はその理由）</td><td>法第７条の３の規定による。
（事業の停止）
第７条の３　市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
⑴　この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
⑵　その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第７条第５項第３号又は第１０項第３号に規定する基準に適合しなくなつたとき。
⑶　第７条第１１項（前条第２項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>